

新型コロナウイルス感染症拡大により影響のあった事業

資料5

No	事業番号	事業名	分類	担当課	影響内容	事業内容	R3年度 実施予定(R3.5時点)
1	2	子育て支援総合窓口事業	相談	子ども家庭課(DV対策室)	コロナ禍前は、健康増進課が実施している「ハローベビー」に出席し、妊婦等に子育て支援総合窓口の案内をしたり、その場で質疑・相談に応じていたが、コロナウイルス感染拡大の影響で、同相談窓口の案内はチラシの配布のみとなった。	子どもや保護者が幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	引き続き、オンライン相談等保護者が相談しやすい方法で相談対応と共に、子どもや保護者の状況に即した情報提供や助言ができるよう、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。
2	5	地域子育て相談	相談	子ども家庭課(支援係) 保育課	・新型コロナウイルス感染症の影響により、フロア開放が難しい場合でも、電話相談は継続して対応した。	【子ども家庭課】研修を通して各地域子育て支援センターの相談体制の充実に努めます。 【保育課】園開放を行うことで、より身近な相談場所としての機能を果たすことができ、保護者の子育ての不安解消につながることから事業を継続していきます。	引き続き、研修を通して地域子育て支援センターにおける子育て相談体制の充実に努め、保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。【子ども家庭課】 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、人数を制限をするなどして実施することが可能かどうかを検討していきます。【保育課】
5	10	地域子育て支援センター	相談	子ども家庭課(支援係)	・地域子育て支援センターのフロア開放時間が短縮したり、利用の人数制限を行っている。 ・地域子育て支援センターの担当職員が公園などに出張し、事業を行っている。	職員の資質向上を図り、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て世帯へのサポートを充実していきます。	令和2年度に、引き続き、感染症拡大防止のため、フロア開放の時間や人数の制限を行いながらも、公園出張などの取り組みを行い、子育て世帯へのサポートを充実していきます。 また、子育て支援センター研修会を実施し、子育て支援センターの職員の質の向上に努めます。
6	15	学童クラブ施設	実務	教育総務課	【施設事業について】 ・令和4年4月開所予定の小山小学校区第5学童クラブの整備については、順調に進んでいる。 ※資材の入荷遅れ等が一部発生したが、概ねコロナ流行による影響は無し 【学童クラブ運営事業について】※参考 ・緊急事態宣言発令期間中は、利用自粛を依頼し、登所日数による日割りでの保育料返金を行った。 ・令和3年9月に小学校で分散登校実施の際は、開設時間を拡大して運営した(通常より早めに開所)。 ・イベントについては、中止または感染症対策を実施したうえで実施した(規模縮小、内容変更等)。 ・ソーシャルディスタンス確保のため、学校内施設(特別教室や空き教室等)を借用して運営した。 ※小学校ごとに協議の上で実施。	放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。 学童需要が大幅に増加する中で、安全な育成支援が提供できる環境を整備していきます。	令和3年度においては、(仮称)小山小学校区第5学童クラブの整備を行います。今後も、児童推計を踏まえた、計画的な施設の整備を行う必要があります。
7	16	夏休みの学校開放による「夏休み子ども教室」事業	実務	公民館	・令和2年度は中止、令和3年度は感染症対策を行い開催している。	学校の夏休み期間、保護者が就労等で家を留守にする家庭の小学生に対して、学校施設の一部を使用し、夏休みの子どもの居場所として提供します。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策を行いつつ、学校の夏休み期間、保護者が就労等で家を留守にする家庭で学童に通っていない小学生に対して、学校施設の一部を使用し夏休みの子どもの居場所として、可能な限り実施します。
8	17	療育施設	実務	児童発達支援センター	感染症対策のため、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の期間中、つばさ学園、児童デイつばさは登園できる園児の人数を半分とする分散登園で支援を行いました。併せて保護者が来所する行事等について中止または延期を行いました。	障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら園児の健康を第一に支援を行っていきます。また感染状況をみながら保護者への説明会、学習会等を企画し、支援の充実を図っていきます。
9	18	市主催事業における託児サービス	実務	公民館 子ども家庭課(支援係)	・特に影響はなかった。	【公民館】安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。 【子ども家庭課】乳幼児がいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、開催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。	引き続き、市の主催する各種講座に、どなたでも参加しやすくするように、開催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。【子ども家庭課】 引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座への参加が出来るように努めます。【公民館】
10	20	ファミリーサポートセンター	実務	子ども家庭課(支援係)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、活動件数が減少した。	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	引き続き、子育て支援の充実を図るために、提供会員数の確保に努めます。また、新たに、LINEを活用して、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図ります。

11	34	妊娠・出産・子育てサポート事業	相談	健康増進課	・母子健康手帳交付時面談の際に面談時間を縮小したり、夫の同伴面談をお断りすることがあった。 ・産前産後サポート事業のうち、「ウエルカム・ピーナッツ」や「プレおやこクラス」を対面実施ではなく、ズームで実施することもあった。 ・全戸訪問では、コロナを理由に訪問を断られたり、訪問時期を遅らせるということがあった。	子育て世代の流入に伴い、転入者や初妊婦も増えることが見込まれることから、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳交付時に「コウノトリプラン」を一緒に作成します。 出産後、心身の不調や育児不安のある母子に対し、「産後ケア」を紹介していきます。 子育てなんでも相談室(子育て世代包括支援センター)を中心に、子ども家庭課をはじめ関係機関・団体と連携し、子育てについてのサポートをしていきます。	令和3年度からは、「産前産後サポート事業」を加え、多胎児を妊娠しているママとそのパートナーを対象に妊娠時からの情報提供を始め、多胎児育児経験者との交流をすることにより、負担感や孤立感の解消を図ります。また、支援者のいない妊婦を対象に仲間づくりや、不安解消を目的としたグループの開催を市内の助産院に委託し、実施します。令和4年度の南流山センターの子育て世代包括支援センターの開設に向け、準備を進めています。
12	37	母子健康相談	相談	健康増進課	・フォローアップ相談は、フリーで実施していたが、予約制になった。 ・集団で相談を受けるのではなく、個別で相談を受ける「すくすく相談」を開始した。 相談事業は、緊急事態宣言や蔓延防止重点措置が取られている時期は、中止した。 ・保健センターの電話がかかりにくくなり電話相談が減少していると思われる。	保護者の育児不安の軽減を図り、子供が健やかに育つよう、育児や栄養、歯科等の相談について専門職がいつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・育児相談、健康相談	令和3年度よりフォローアップ相談へと改称します。引き続き、予約制として感染症拡大防止策をとりながら、保護者の育児不安が軽減できるよう努めます。また、新たにすくすく相談事業を開始し、保健センターに乳幼児用の身長・体重計を常設することで、保護者の多様なニーズに応えることができるようになります。
13	38	母子訪問指導	実務	健康増進課	・緊急事態宣言や蔓延防止重点措置が取られている時期は、緊急的に訪問が必要な人のみの対応とした。(事業の縮小) ・訪問時の双方の健康チェックが必要となった。	訪問指導によって、妊娠・出産・育児の不安解消を図り、健康の保持、増進に努めます。今後も、他事業や関連機関との連携強化を行い、早期に支援へつなげる体制づくりを行います。また、対象者の増加が予想されることから、訪問従事者の確保に努めます。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	引き続き、妊娠出産子育てサポート事業との連携により事前に対象家庭の状況や予測される問題などの情報を得て、早期に必要な支援に繋がります。
14	40	予防接種	実務	健康増進課	・例外的に、コロナの感染により接種ができない期間に接種期限迎えてしまう場合は、コロナウイルス救済措置として対応した。(基本的に予防接種は、不要不急な外出には当たらないため、通常通りの接種を推奨している。)	予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。令和元年度から3年間、風しんの抗体検査・第5期定期接種を実施します。定期接種対象外の年齢の方で、妊娠を希望する女性や、その配偶者を対象に風しんの予防接種費用の助成を実施します。今後も国の動向や感染症の流行状況をみながら、事業を継続していきます。	令和3年度は風しん等第5期定期接種事業の時限措置が最後の年になります。引き続き、未受診者への新規クーポン券の発行や、転入者への通知を行います。風しん抗体検査を含めた、定期接種の安全で適切な実施に努め、新型コロナウイルス感染症の状況に関わらず、予防接種は不要不急にあたらないという周知を含め、対象者への周知と接種率の向上を図ります。
15	42	食に関する講座・体験学習	研修	公民館 健康増進課 保育課	・R3年度は親子クッキング、健康づくり推進員の活動は中止している。	【公民館】地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。 【健康増進課】今後も引き続き、生涯にわたり健康の維持増進のための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう支援を行います。 ・親子の食生活共同体験学習の開催 ・親子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観 ・健康づくり推進員の活動の支援 など 【保育課】地元で作られる食材を活かした食育体験や保育参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けます。	新型コロナウイルス感染症の影響を見つ、可能な限り感染症対策を行い地元で作られる野菜などの食材を生かした食育体験等講座の展開に努めます。【公民館】令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の予防に努めながら、健康づくりのための適切な食生活の習慣や技術が身につけられるよう支援していきます。【健康増進課】令和3年度も新型コロナウイルスの影響のため、給食参観を行わない予定です。新型コロナウイルスの状況のみ、検討していきます。【保育課】
16	44	乳幼児の食生活指導	実務	健康増進課	・教育事業は、緊急事態宣言や蔓延防止重点措置が実施している時期は、中止した。	乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行います。 ・もぐもぐ教室(離乳食初期) ・カムカムキッズ(離乳食後期) ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供	令和3年度も引き続き、離乳食教室を通して、乳幼児が適切な食習慣を身につけ、生涯にわたる健康な身体のための情報提供を行っています。
17	52	相談・カウンセリング	相談	子ども家庭課(DV対策室) 指導課 生涯学習課	市民が安心して来庁や家庭訪問等による対面での相談ができるよう、相談室の換気・消毒、パーテーションの設置、訪問時の手指消毒薬の携帯、不織布マスクの使用の徹底等を行い、コロナウイルス感染症対策を行いました。	【子ども家庭課】児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談できるよう、相談事業の充実を図るとともに、必要であれば、カウンセリングが受けられるよう、関係機関との連携を強化します。子ども家庭課に心理士を配置し、カウンセリング等には至らないが心理的な側面からの相談にも対応できるようにします。 【生涯学習課】青少年やその保護者たちが一人でも悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 【指導課】スクールカウンセラーを配置し、支援・相談体制の充実を図ります。	引き続き、広報ながれやま等を通して、相談事務を広く周知し、市民により多くの相談の機会を提供できるよう努めます。 相談者の相談に適切に対応することで、よりよく解決できるよう支援します。また、継続相談では、必要に応じて学校や他機関との連携を図ることで、きめ細やかな対応に努めます。【生涯学習課】 複雑多岐な家庭の問題に適切に対応できるよう、心理士によるアセスメントや心理的側面からの助言を活用し、相談・支援体制の充実を図ります。また、カウンセリング希望や必要性がある場合は、適切な機関・部署につなぎます。【子ども家庭課】 相談内容に合わせた対応を進めていけるよう、学校はもとよりスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を強め、支援・相談を進めていきます。【指導課】

18	55	子育て支援員研修	研修	子ども家庭課(支援係)	・令和2年度は、子育て支援員研修が中止となった。	地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。	地域における子育て支援の担い手を確保するために、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じながら、子育て支援員研修を実施します。
20	70	子育てサロン	実務	公民館	・通常時より回数を減らして実施。	乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により事業を展開します。 ・双子や三つ子のために「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施	新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら引き続き子育て中の親の不安感や孤立感を解消できるように音楽家や人形劇等交流の場を提供します。
21	74	児童館・児童センターの活用	実務	子ども家庭課(児童館)	・休館はありつつも、出来る限りの開館を行っている。 ・一部イベントの中止をした。	子どもの居場所、遊びの場となる児童館・児童センターにおいて、利用者の意見を取り入れたイベント等を通じての仲間づくりや、また利用したいと思う企画の充実を進めます。また、インクルージョンの考え方を取り入れながら、地域における子育ての支援の拠点となるよう事業推進に努めます。	感染対策を徹底し、これまでの対応を継続していきながら、新たな取り組みとし自宅でも児童館・児童センターの行事に参加できるオンライン配信による行事等の充実を図ります。
24	117	虐待予防と早期発見	実務	子ども家庭課(DV対策室) 健康増進課 保育課	【子ども家庭課】児童虐待防止のための家庭訪問については、コロナウイルス感染予防を理由に、訪問を拒否する家庭もあるが、状況確認の必要性を丁寧に説明したり、関係機関と連携し、子どもの安全や養育環境の確認を行っている。養育環境改善を目的としたヘルパー派遣については、コロナウイルス感染拡大時には派遣元事業所において人員不足が発生し、派遣する回数や日程を調整する等に対応した。コロナウイルス感染拡大により、生活様式が変わったことで、これまでになかった新たなタイプの相談が出てきているため、関係機関と連携しながら対応している。 【健康増進課】1歳6か月児健診を集団健診から個別健診に変更する必要が生じたため、相談事業を縮小せざるをえなかった。積極的な訪問や個別相談の差し控えから、予防的な関わりや早期発見をしにくい状況や環境になっている。	【健康増進課・子ども家庭課】相談、健診、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対しては、関係機関と連携し、支援の強化を図ります。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 【保育課】保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。	児童虐待の予防や早期発見のため、子ども及び家庭に関わる機関・部署と定期的に情報共有し、早期発見・早期対応に努めます。【子ども家庭課】 次年度も引き続き、支援が必要な方を早期に把握し、適切なサービスや支援を提供するとともに、関係機関と連携し、児童虐待の予防に努めます。産後のサポートが必要な方がスムーズに支援につながるよう、適切な時期に情報提供ができるよう相談体制、事業の内容や時期を検討します。令和2年度・令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策緊急助成事業として、実施している育児支援等サービス利用の助成については、コロナ禍に関わらず産後、周囲からのサポートを得られない方の育児不安や育児負担の軽減のため、継続を検討します。【健康増進課】 引き続き要保護児童対策地域協議会に出席し関係機関との情報共有、連携強化に努めます。【保育課】
25	118	虐待に関する相談の充実	相談	子ども家庭課(DV対策室)	児童虐待対応を行う職員向けの研修は、オンライン形式での開催が増加したため、以前よりも参加しやすくなった。一方で、ロールプレイや集団討論のように対面するとより有効な研修等は減少したため、職員間で実施するケース検討等によりスキルアップを図っている。	【子ども家庭課】職員等の専門性のスキルアップを図り、家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行いながら、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 【生涯学習課】青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。 【指導課】教育相談から得られる情報を関係機関と共有し、相談体制や啓発事業の充実を図ります。	スクールカウンセラーとの情報共有を密にしながら教育相談を丁寧に実施するとともに、要保護児童対策地域協議会での情報を共有し、関係機関との連携を強化し適切な対応に努めます。【指導課】 虐待に関する相談が寄せられた際は、迅速かつ適切に関係窓口を案内できるよう、関係機関との連携の強化に努めます。【生涯学習課】 研修・講習会に積極的に参加し、児童虐待に適切に対応できるよう職員の専門性やスキルアップに努めます。また、広報紙やホームページ等により、相談先を啓発します。【子ども家庭課】
26	121	ひとり親家庭相談	相談	子ども家庭課(支援係)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮した家庭が増加し、相談件数も増えた。	母子父子自立支援員の専門性のスキルアップを図り、ひとり親家庭の悩みを解決し、自立を図られるよう母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	引き続き、ひとり親家庭の悩みを解決し、自立を図られるよう母子・父子自立支援員等による相談を実施します。 また、千葉県が主催する研修等に参加し、母子父子自立支援員の専門性のスキルアップを図ります。
27	123	ひとり親家庭等生活向上事業	実務	子ども家庭課(支援係)	・特に影響はなかった。	ひとり親家庭等であり、所得が少ない家庭の子どもに学習支援を行うことによって、経済的格差及び教育格差の解消を図ります。	令和3年度からは、対象者を中学校2年生及び中学校3年生に拡大し、生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもの学習環境の整備に努めます。 また、引き続き児童扶養手当現況時に直接、周知・案内を行い、利用促進を促します。
29	126	療育指導・機能訓練	実務	障害者支援課 児童発達支援センター	感染症対策のため、PT、OTにおける機能訓練室の利用は、同時に2家族までとしていましたが1家族のみと縮小しました。また外来療育においては1クラス当たり5名までとし、2クラスまでの利用と規模を縮小しました。	【障害者支援課】障害のある児童の自立のため、障害児通所支援事業により、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスなどの事業を実施します。 【児童発達支援センター】集団・個別療育、機能訓練を実施していきます。	障害児通所支援サービスが必要な児童に対し、適切な支援が提供できるよう体制を整備します。【障害者支援課】 (PT・OT)利用者の健康を第一に感染症対策を講じながら、個別に機能訓練をとおして児童の運動発達を促すことや感覚運動機能の向上を図っていきます。 (外来療育)利用者の健康を第一に感染症対策を講じながら、集団活動をとおして児童の全体的な発達を促す支援を行っていきます。また、親子で通うことをとおして保護者支援を行っていきます。【児童発達支援センター】

31	129	居宅訪問型児童発達支援(新規事業)	実務	児童発達支援センター	これまでのところ対象となる利用者がいないため現在のところ影響はありません。	通所による児童発達支援の利用が難しい障害児の居宅を訪問し療育支援を実施します。	相談支援の中でサービス利用につなげていくように努めます。またサービスが必要とする方に適切な情報が届けられるよう関係機関との連携を図っていきます。
32	130	子どもの貧困対策	実務	子ども家庭課(支援係)	・ひとり親家庭の世帯員が新型コロナウイルスに感染した場合、食事や日用品、ベビー用品を提供した。	生活保護世帯、ひとり親世帯の子どもへの学習支援や日常生活を身に付けるための支援を行い、子どもが健全に育成される環境を整えながら子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。	引き続き、子どもが健全に育成される環境を整えながら子どもの貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを行います。